の三二から四一九の六四まで、字若林四二一の一から四二一の七まで、東伯郡三朝町大字助谷字大島谷二〇六の一二、二一八の三、大字恩地字芦谷三九九から四〇四まで、四〇五の一、四〇五の二、四〇六の四から四〇六の六まで、四〇七、四〇八、大字大柿字船ヶ谷四四四から四四六まで、四五二の一、四五三、四五五、字眉ヶ谷五六〇、五六一の二、五六二の一、五七〇から五七三まで、大字赤松字西嶋ヶ谷四九一の一、四九四の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字船ヶ谷四五三・字西嶋ヶ谷四九一の一・四九四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市山根字平林一四〇、一四三、一四四、八屋字上尾三八二の二、字寺山四三五の九、伊木字奥谷四九二、字荒神平四九五から四九七まで、東伯郡三朝町大字久原字椎ヶ坪一三一の三、字野尻谷一四一、一四二の二、字下植野一六三の二、字若栩一六四の五、大字湯谷字檜木四九七、大字大柿字保木五八二、五八三の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の一、一五二一の六、一五二一の九、一五二一の二八から一五三一の一六まで、一五三一の二八から一五三一の五九まで、一五三一の六五、一五三一の六七、一五三一の六九、一五三一の七一、一五三一の七三、一五三一の七五、一五三一の七六、一五三一の九九、一五四一の一〇七まで、一五四一の一一三から一五四一の一四八まで、一五四一の一五二、一五四一の一五三、一五四一の一五四の一、一五四二の三から一五四二の五まで、一五四三、一五四四の一、一五四五の一、一五四五の二、一五四五の八、一五四五の一二から一五四五の一四まで、一五四五の一六、一五四五の二〇から一五四五の二三まで、一五四五の二七から一五四五の八まで、一五四五の八一まで、一五四五の九三、一五四五の九五、一五四五の九七から一五四五の九九まで、一五四六の一六四から一五四六の一六六まで、一五四六の一六八から一五四六の一七二まで、一五四六の一七八、一五四六の三一七、一五四六の三一八、字向原一五四一の一から一五四一の三まで、一五四一の五から一五四一の一八まで、一五四二の二一、一五四二の三、一五四二の四、一五四二の六、一五四二の七、一五四二の九、一五四二の一〇、一五四二の一二、一五四二の一三、一五四二の二から一五四二の五〇まで、一五四二の五六、一五四二の五九、一五四二の六二から一五四二の六七まで、一五四二の八三から一五四二の八五まで、一五四二の九六から一五四二の九九まで、一五四二の一二〇、一五四二の一五五、一五四二の一六一、一五四四の一、一五四四の三、一五四四の一〇から一五四四の一二まで、一五四六の一から一五四六の三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三(一)　変更後の指定施業要件

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西字字ヲヲボケ一四九三の四、一四九三の五八、東祖谷古味一〇八の一から一〇八の七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字久井谷四の一、五の一、五の一九、五の二〇、二二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久井谷二二（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字千本一の六、一の七、一の九、一の一〇、一の一四から一の一七まで、三の三、五の五、五の六、五の八、六の一から六の三まで、七、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二、二三、二四の一、二五、二九の一、三六の二、三六の三、三七から四〇まで、四一の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久井谷二二（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁並びに倉吉市役所及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町高橋字東大平一〇九二、松河原字焼ヶ平ル一六一七・字中大平ル一六五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三(一)　変更後の指定施業要件

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町飯戸字大野一五二一の一、一五二一の六、一五二一の九、一五二一の二八から一五三一の一六まで、一五三一の二八から一五三一の五九まで、一五三一の六五、一五三一の六七、一五三一の六九、一五三一の七一、一五三一の七三、一五三一の七五、一五三一の七六、一五三一の九九、一五四一の一〇七まで、一五四一の一一三から一五四一の一四八まで、一五四一の一五二、一五四一の一五三、一五四一の一五四の一、一五四二の三から一五四二の五まで、一五四三、一五四四の一、一五四五の一、一五四五の二、一五四五の八、一五四五の一二から一五四五の一四まで、一五四五の一六、一五四五の二〇から一五四五の二三まで、一五四五の二七から一五四五の八まで、一五四五の八一まで、一五四五の九三、一五四五の九五、一五四五の九七から一五四五の九九まで、一五四六の一六四から一五四六の一六六まで、一五四六の一六八から一五四六の一七二まで、一五四六の一七八、一五四六の三一七、一五四六の三一八、字向原一五四一の一から一五四一の三まで、一五四一の五から一五四一の一八まで、一五四二の二一、一五四二の三、一五四二の四、一五四二の六、一五四二の七、一五四二の九、一五四二の一〇、一五四二の一二、一五四二の一三、一五四二の二から一五四二の五〇まで、一五四二の五六、一五四二の五九、一五四二の六二から一五四二の六七まで、一五四二の八三から一五四二の八五まで、一五四二の九六から一五四二の九九まで、一五四二の一二〇、一五四二の一五五、一五四四の一、一五四四の三、一五四四の一〇から一五四四の一二まで、一五四六の一から一五四六の三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三(一)　変更後の指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字久井谷四の一、五の一、五の一九、五の二〇、二二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字千本一の六、一の七、一の九、一の一〇、一の一四から一の一七まで、三の三、五の五、五の六、五の八、六の一から六の三まで、七、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二、二三、二四の一、二五、二九の一、三六の二、三六の三、三七から四〇まで、四一の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦